

会 議 録

1 会 議 の 名 称	議会運営委員会
2 日 時	令和 5年 6月 5日 (月) 午前 9時30分 開会 午前 10時14分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (9人)	米谷 政久 今野 康敏 山田 昌紀
	川添 康大 大垣 真一 多田 巖
	安藤 玄一 萩原 鉄也 大山 学 (議長)
5 欠 席 者	なし
6 委 員 外 議 員	岸 圭介
7 説 明 員 (4人)	市長
	総務部長 (吉川 武士)
	総務部参事 (兼) 文書法制課長 (三河 秀行)
	文書法制課主幹 (兼) 文書法制係長 (天春 祐一)
8 傍 聴 者	なし
9 事 務 局	局長 参事 (兼) 次長 主査
10 会 議 の て ん ま つ	別紙のとおり

議 題 1 令和5年6月定例会の運営について

午前9時30分 開会

○委員長【米谷政久議員】 おはようございます。ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

ここで、議長から御挨拶をお願いいたします。

○議長【大中学議員】 改めまして、おはようございます。6月定例会も間近に迫ってきました。改選後初めての定例会ということで、新人の議員のいる会派はしっかりと御指導をとということと、また、1人の岸議員は、議会事務局とか、また、周りの人によく議会のことを聞いて、肅々とやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、市長に御出席いただいておりますので、御挨拶及び執行者側からの説明をお願いいたします。

○市長【高山松太郎】 おはようございます。本日は、6月9日金曜日に招集いたします、伊勢原市議会6月定例会の市長提出議案等のうち、人事案件2件につきまして、私から御説明させていただきます。

議案書の105ページを御覧ください。

○議案第36号 副市長の選任について

本市における副市長の定数につきましては、平成24年12月定例会におきまして、伊勢原市副市長の定数を定める条例を改正し、2人以内としているところでございます。本市では、平成25年4月から平成31年3月までの6年間、2人の副市長によります執行体制を取り、伊勢原大山インター周辺地区や東部新産業軸などの整備促進、さらには、大山をはじめといたします観光振興などの面で成果を得てまいりました。平成31年4月以降は副市長1人によります執行としてまいりましたが、今後当面いたします都市基盤整備などの課題につきまして、国や県などの関係機関と、より一層の連携強化を図っていく必要があるために、2人の副市長による執行体制に戻すことといたします。このため、神奈川県県土整備局長でありました大島伸生氏を副市長として選任いたしたいので、地方自治法第162条の規定により、提案いたしますものでございます。

大島氏につきましては、東京都世田谷区在住で、現在60歳、早稲田大学大学院を修了後、昭和62年4月に神奈川県に採用され、その後、県土整備局河川下水道部長、県土整備局技監（兼）道路部長、県土整備局長などを歴任されまして、本年5月31日をもって定年退職されております。そのため、7月1日から本市の副市長としてお迎えしたいと考えております。大島氏には、経済環境部、都市部及び土木部に属する事務を中心に、また、両副市長が共同で担任するものとして、市行政の総合企画、その他重要事項の企画及び行財政改革の推進に関することなど、本市が抱えます重要課題に積極的に取り組んでいただく所存でございます。

す。対外的にも成果が期待できる方であると確信しておりますので、御理解を賜りたく、お願い申し上げます。

次に、議案書の107ページを御覧ください。

○議案第37号 人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員は、人権擁護委員法第2条の規定により「国民の基本的人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることをもってその使命とする」とされております。

委員につきましては、同法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦した候補者のうちから法務大臣が委嘱することとされており、本市域の定数は6人で、また、その任期は、同法第9条の規定により3年とされております。今回、平成29年10月から御活躍をいただいております飯島弘委員の任期が、令和5年9月30日をもって満了となりますが、引き続き人権擁護委員候補者として推薦いたしたいので、提案するものでございます。

飯島氏につきましては、広く社会の実情に通じ、人格識見高く、人権に対し深い理解があるとともに、これまで務められた人権擁護委員としての6年間の実績などから、引き続き人権擁護委員として御活躍を期待いたしております。

以上で、6月定例会に提出いたします人事案件2件につきましての説明を終了させていただきます。御理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま市長から説明がありました内容について、質疑等があればお伺いいたします。（「なし」の声あり）

ここで、市長は所用がありますので、退席いただきます。

〔市長（高山松太郎）退席〕

○委員長【米谷政久議員】 続きまして、総務部長から説明をお願いいたします。

○総務部長【吉川武士】 よろしくお伺いいたします。着座のまま失礼いたします。

では、引き続き、私からは人事案件以外の議案等につきまして御説明申し上げます。人事案件以外の議案等は、条例議案が5件、補正予算議案が1件、その他の議案が2件、報告案件が3件、合計11件でございます。

初めに、条例5議案につきまして御説明申し上げます。議案書をお開きいただき、7ページを御覧ください。

○議案第28号 伊勢原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したことに伴う人事院規則の一部改正を踏まえ、感染症等業務手当の特例を廃止するため、提案するものでございます。

8 ページに改正条例案、9 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、11 ページを御覧ください。

○議案第29号 伊勢原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について

独自利用事務の追加に伴い、個人番号の利用に係る事務に関する規定の改正、特定個人情報の提供に関する規定の追加、その他所要の改正をするため、提案するものでございます。

12 ページから24 ページに改正条例案、25 ページから44 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、45 ページを御覧ください。

○議案第30号 伊勢原市税条例の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、個人市民税、軽自動車税等に関して所要の措置を講ずるとともに、森林環境税の導入に伴う改正等、その他所要の整理を行うため、提案するものでございます。

46 ページから51 ページに改正条例案、52 ページから76 ページに新旧対照表、77 ページから79 ページに改正要旨を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、81 ページを御覧ください。

○議案第31号 伊勢原市印鑑条例の一部を改正する条例について

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による交付を可能とするため、提案するものでございます。

82 ページに改正条例案、83 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださいますようお願いいたします。

続きまして、85 ページを御覧ください。

○議案第32号 伊勢原市火災予防条例の一部を改正する条例について

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴う急速充電設備に係る規定の改正、その他所要の改正をするため、提案するものでございます。

86 ページから88 ページに改正条例案、89 ページから93 ページに新旧対照表を掲載しておりますので、御確認くださるようお願いいたします。

続きまして、補正予算1議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、補正予算及び予算説明書をお開きいただき、5 ページを御覧ください。

○議案第33号 令和5年度伊勢原市一般会計補正予算（第3号）

第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の予算総額に4億1659万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を359億842万4000円とするものです。

それでは、歳入歳出予算の補正について、歳出予算の補正内容から御説明いた

しますので、20ページ、21ページを御覧ください。内容欄に沿って御説明いたします。

まず、2款総務費です。電算事務管理費追加335万5000円は、マイナポイントの申込期限が延長されたことに伴い、希望者に対して申込手続、設定手順の説明や端末の操作等を補助するため、必要な経費を追加するものです。自治会振興費追加890万円は、新たに採択された、一般財団法人自治総合センターの全国自治宝くじの収益金を財源としたコミュニティ助成事業助成金を活用し、石田自治会館の新築のほか、自治会活動に必要な備品の整備を支援するものでございます。なお、石田自治会館の新築につきましては、当初予算に1200万円の市単独補助を計上しておりますが、このたびの助成金の採択を受けまして、補助額を300万円増額するとともに、財源を全額助成金に変更いたします。

次に、3款民生費です。電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業費計上3億4892万4000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等の影響を受ける低所得世帯への支援といたしまして、住民税非課税世帯とともに、市独自の取組といたしまして、住民税均等割のみの課税世帯も対象に加え、1世帯当たり3万円の給付金を支給するものでございます。続きまして、22ページ、23ページを御覧ください。生活保護運営対策事業費追加149万6000円は、生活保護基準の見直しに伴い、福祉総合システムの改修を行うため、必要な経費を追加するものでございます。

次に、4款衛生費です。省エネ家電製品買換え促進事業費計上3356万円は、家庭におけるエネルギー費用の負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電製品に買換えを行った世帯に対し、費用の一部を支援するものでございます。

次に、6款商工費です。伊勢原市商店街等プレミアム商品券支援補助金計上338万円は、市内商店会等が神奈川県からの補助を受けて実施するプレミアム商品券発行事業に対し、市が上乗せして補助するものでございます。

続きまして、24ページ、25ページを御覧ください。8款消防費です。自主防災活動育成事業費追加130万円は、新たに採択されましたコミュニティ助成事業助成金を活用し、自主防災会の活動に必要な防災資機材の整備について支援するものでございます。

最後に、9款教育費でございます。小学校給食事業費追加1255万8000円及び中学校給食事業費追加311万9000円は、保護者の経済的負担を増やさずことなく、栄養バランス等を保った学校給食を実施するため、物価高騰等に伴う給食食材費の高騰額相当分を支援するものでございます。

続きまして、歳入予算の補正内容について御説明いたしますので、18ページ、19ページを御覧ください。説明欄に沿って御説明いたします。

まず、15款国庫支出金です。個人番号カード交付事業費等補助金追加335万5000円は、電算事務管理費追加の財源でございます。生活保護適正化事業費補助金追加74万8000円は、生活保護運営対策事業費追加の財源でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加2億9310万2

000円は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付限度額のうち、今回補正計上した事業について追加するものでございます。

次に、19款繰入金です。財政調整基金繰入金追加9718万7000円は、今回の補正予算により生じる一般財源の不足を調整するものでございます。

最後に、21款諸収入でございます。総務費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上2090万円は、自治会振興費追加等の財源として、また、消防費雑入のコミュニティ助成事業助成金計上130万円は、自主防災活動育成事業費追加の財源として計上するものでございます。

以上が、補正予算についての説明でございます。

続きまして、その他の議案2議案につきまして御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案書にお戻りいただき、95ページを御覧ください。

○議案第34号 市道の廃止について

市道を廃止したいので、道路法第10条第3項の規定により、提案するものでございます。

96ページ、97ページに市道廃止調書、98ページに市道廃止図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、99ページを御覧ください。

○議案第35号 市道の認定について

市道を認定したいので、道路法第8条第2項の規定により提案するものでございます。

100ページ、101ページに市道認定調書、102ページから104ページに市道認定図を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

続きまして、報告案件3件につきまして御説明申し上げます。

109ページを御覧ください。

○報告第6号 令和4年度伊勢原市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法第213条第1項の規定により繰り越した繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。110ページに繰越計算書を掲載してございますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、111ページを御覧ください。

○報告第7号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法第26条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、同条第3項の規定により報告するものでございます。

112ページから114ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいようお願いいたします。

次に、115ページを御覧ください。

○報告第8号 令和4年度伊勢原市公共下水道事業会計継続費繰越計算書の報告
について

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、継続費の逡次繰越しを行うことができる経費について、同項の規定により報告するものでございます。

116ページに繰越計算書を掲載しておりますので、御確認くださいませよう
お願いいたします。

以上で、市議会6月定例会に提出いたします議案等につきましての説明を終了
させていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま総務部長から説明がありました内容につ
いて、質疑等があればお伺いたします。（「なし」の声あり）

以上で、執行者側の議案説明を終了いたします。

次に、議会側処理事項を議題とし、事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 それでは、お配りしてございます、議会運営委
員会・議会側処理事項（6月5日）を御覧いただきたいと思ひます。1、請願・
陳情の受理状況につきましては、陳情が3件提出されております。内容は、配付
いたしました資料のとおりでございます。

○委員長【米谷政久議員】 次に、議案等の委員会付託についてを議題とし、
事務局から内容を説明いたします。局長。

○議会事務局長【黒石正幸】 正副委員長と協議の上、付託表の案を配付して
ございますので、御覧いただきたいと思ひます。市長提出議案10件につきまし
ては、いずれも付託省略。陳情は3件で、陳情第2号及び陳情第3号については
総務常任委員会に付託、陳情第4号については教育福祉常任委員会に付託。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 ただいま説明した内容について、質疑、意見があ
ればお伺いたします。（「なし」の声あり）

それでは、お諮りいたします。議案等の委員会付託については、配付した付託
表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、付託表のとおり決定いた
します。

次に、会期の決定についてを議題とし、事務局から内容を説明いたします。局
長。

○議会事務局長【黒石正幸】 会期の決定については、過日原案をお示しし、
御了解いただいておりますので、その内容に基づいて日程を作成し、お配りして
おります。会期は、6月9日から30日までの22日間。

・6月 9日 本会議 提案説明

- ・ 6月12日 一般質問通告期限正午
- ・ 6月16日 本会議 議案審議
- ・ 6月20日 委員会 付託審査
(総務常任委員会、午前9時30分)
(教育福祉常任委員会、午後1時30分)
- ・ 6月26日 本会議 一般質問
- ・ 6月27日 本会議 一般質問
- ・ 6月28日 本会議 一般質問
- ・ 6月30日 本会議 最終日

なお、他の委員会の付託案件が出てきた場合には、再度協議いたします。

以上でございます。

○委員長【米谷政久議員】 それでは、お諮りいたします。会期の決定については、配付した内容のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 御異議ありませんので、配付した内容で、6月9日の本会議において、議長からお諮りいたします。

本日予定した案件は以上であります。そのほかに何か発言があればお伺いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 ここで発言していいのかどうか、あれなんですけれども、一般質問の時間を今定例会はどうするのか、一応確認させていただければと思います。

○委員長【米谷政久議員】 前回決められた時間、50分の、休憩が15分の予定で、6月もしていけばどうかというところではないかと思えます。

○委員【山田昌紀議員】 そもそも新型コロナウイルス感染症で職員の負担軽減の話もあって、当初は30分で、45分になって、それで50分になったと考えますけれども、5月8日、2類相当が5類にコロナもなった。職員の負担がどうのこうのというのも、正直もうしようがないのかなと思います。ここはやはり当初の60分に戻したらいかかかなということです。50分になった意味も、正直分らないという部分もあるので、それは、今、執行部がいるところで話すかどうか分からないんですけれども、ちゃんと議運の中で話したほうがいいのかなと思います。(「時間、前回決めたでしょう」の声あり)

○委員長【米谷政久議員】 前回の。

○委員【今野康敏議員】 今、山田委員が言われたことなんですけれども、そもそも一般質問の時間を定例会ごとに決めるものではないと思います。この定例会はどうするんですかという質疑ではなくて、前回でもう決めただけで、各会派も含めて、議運で決められた、決まったと私は認識しています。なので、今回改めて、2類から5類に変わったからといって、6月定例会の一般質問の時間をどう

しまししょうか、そういうふうに言われること自体がちょっと違うかなと私は思います。

○委員【山田昌紀議員】 確かに僕もその議運の中にいたんですけれども、発言の機会がなかった、いただけなかったという部分があって、たしかほかの委員からも、もうずっと60分という縛りを普通に決めれば、早く終わるのも何も関係ないわけです。何で50分で。たしかそのときの意見が、5時に終わるからとか、そんな話かというような気もするんです。そんなことを考えて、市会議員は市民の負託を受けて議員になっているわけです。市民の提案とかを反映するのが一般質問等だと私は考えます。ですから、60分というものに戻して、早く終わるといのは、それはもう関係ない。それはもう議員それぞれの考えだと思いますので。60分に戻してはいかがでしょうか。50分に決まったときの、その決まり方というのがちょっとおかしいのかなと思っていましたので、そのとき発言できなかったのも、今、発言させていただいているわけで。50分というエビデンスがあれば納得できるんですけれども、エビデンスがないのであれば、ちゃんと当初の何十年の歴史に戻したほうがいいのかと思います、いかがでしょうか。

○委員【今野康敏議員】 私は思うんですね。まず、2類から5類に変わったから、もう一回というのはそもそも違うと思います。それと、コロナ禍になって、途中45分にして15分の休憩みたいな形で、ある意味ではめり張りがついたんですね。休憩もしっかり取りながらといったところで、いいリズムができたと思っています。そういう中で、前回の議運の中で、私はもちろん議運のメンバーではなかったんですけれども、1時間という話で、共産党等々から出ているのも伺っています。ただし、今回3月議会から50分をやり、15分休憩という形のそのリズムと、我々、私自身もそうですけれども、本当にできるだけ自分が質問したいことをしっかり、限られた時間の中で執行側から聞き出す、そういう、ある意味ではめり張りがついた50分というのは非常にいい時間だなと。エビデンスとか、そういう問題ではないのかなと思います。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 じゃ、今すぐどうこうというわけじゃないですけど、それをちゃんと研究してくださいよ、やはり50分でいいのかという部分は。申し訳ないけど、50分であっても30分ぐらいで終わっている議員もいる。それは、いい悪いではないですけども。もっと自分もいろいろ聞きたい部分がある。それは、市民の負託をしょっているからなんですよ。ですから、そういう部分、時間がやっぱり10分って大きな話で、私なんかは、正直、何十年の歴史に戻す。めり張りというものもあるんですけれども、何かそのときの意見があまりにも。執行者がいる中で申し上げるのも申し訳ないですけども、執行者側の言うとおりにじゃないけれども、執行者に気を遣うような形じゃなくて。二元代表制ですよ、議会って。だから、議会も言うべきことは言うべきだと思いますし、それぞれの議員は、やっぱり自分の言いたいことも多分あると思いますので、そういう機会

を議運の中でもちゃんと改めて話し合っていくべきなのではないかなと思います。あまりエビデンスがどうこうと、僕は言っているわけじゃないです。何で50分でいいのかというだけです。

○委員長【米谷政久議員】 時間に関しては、50分、60分、どれがいいかというのははっきり時間で決められるというのは多分ない。60分は、今までが60分だったから60分というのも、じゃ、70分でもいいじゃないですかという話になっちゃうので。今回は、60分に戻すことに対しても、今後ちょっと検討課題で、会派でもんでもらう。（「またもむのか」「もむ必要ないです」の声あり）

○委員【安藤玄一議員】 まず、今、提案だから、山田委員のね。それはそれで提案だし、それを受けて正副委員長で、それを議題に上げるかどうか、まず決めてくださいよ。

○委員長【米谷政久議員】 そうですね、この次に。

○委員【安藤玄一議員】 次まででもいいし、次回でもいいんですけど。そうしないと、また、じゃ、会派に持ち帰って会派でって。それはやったじゃない。（「やったばかりです」の声あり）山田委員の提案がいいとか悪いじゃなくて、受けたのだから、それを議題に上げるかどうか決めてください。

○委員長【米谷政久議員】 じゃ、正副委員長で検討して、次回に持ち越しますので、よろしくをお願いします。

○委員【川添康大議員】 時間の話だったら、60分でも、めり張りはつくんですよ、はっきり言って。それは質問者次第なので。ただ、一番問題は、さっき言った市民の負託を受けた議員の質問時間というのは、市民の代弁、声でもあるわけなので、それを減らしたということは、本議会としては大きな問題だと。時間が減っているのだから。10分あれば、その分の質問が、私なんかはもっとやりたいほうなので、1問つけることもできるわけです。そう考えれば、減らしたことは、私は問題だし、60分に戻すというのは当然のことかなと思うんです。だから、減らすのだったら、そもそも議員の1時間を減らすのではなくて、例えば執行者側の答弁を短く努力してもらおうようにするとか、議会側としてはそういうふう働きかけるといのが、私は本来の姿かな、議会側の姿かなと。ほかの議会で、例えば持ち時間60分あったら、30分は質問、答弁なしの、議員が質問できる時間が最初に30分きっちり確保されているという議会もあるわけですから、あとの30分は答弁の長さで、短くもなったり、長くもなったりということもあるので、その辺も含めて、議会の役割を低下させないで、どうそれを担保していくかという、議論としては必要なかなと思います。

○委員【今野康敏議員】 今、川添委員が言われたところですけども、まず、そもそも60分がいいかどうかというところになってしまおうと思います。60分ありきで、コロナになって45分から、今、50分であるという形の経過があるわけですけども、そういう中で、私自身はそういうのを経験、この4年間で経験してきて、45分で非常に厳しいなと思ったときもありました。50分でも、

最終的には何をやったかという、今、言われた執行側の答弁を削ってもらいました。総務部長等々をお願いして、もう少し短くできないですかという形で、自分の、今、言われた質問時間は、自分の中で確保する形で、自分の中で工夫、限られた50分を有効に使うために工夫をしてきました。

だから、それが60分になっても、それは変わらないと思うんです。正直言って。だって、聞きたいことはいっぱいあるわけですから。市民からいろいろな要望とかを受けている中で、我々は聞くことがいっぱいあるわけですから。その中でプライオリティーを決めて、効率よく質問していく。で、自分の言いたいことはしっかり質問して、答弁もしっかり、本当に端的な答弁、ポイントだけを言ってもらって調整してもらおう。そのためのこの期間じゃないかと思う。これが今の50分を60分にしたところで、そのプロセスは変わらないと思います。ある意味では50分というのは、私は、今は途中で15分休憩が入るので、いいリズムができてきているんじゃないかなと、このコロナ禍を通して、そういうふうには私自身は認識しています。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 これは、今、御意見で、しっかりと正副委員長で調整をして、議題にのせるかどうかを考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ほかに何かその他でありますか。（「なし」の声あり）

○議長【大山学議員】 皆様のおかげをもちまして、今回、第28代の議長を仰せつかりました。その中で、今後2年間、どのように取り組んでいくかというのを私なりに考えてきました。

何点かあるんですけども、まず、まち検の在り方、これを早急に皆様、その前提として、以前、議会活性化委員会とかをつくったこともありますけれども、諮問機関ということで何ら権限もないので、この議会運営委員会で皆様にもんでいただきたいと私自身は思っております。

その中で、まち検の在り方というのが、今までは提言書ありきで、内容が何か、ずっと一辺と言っては失礼な話ですけども、なかなか深掘りができていないので、いろんな考え方の議員もいる。それと所管事項調査に関しても、まち検にあまりにも縛られ過ぎているのかなということ、今後、まち検の在り方を議会運営委員会の中で議論していただきたいなど。これはもう前回の議運なり、議長なりの諮問で本当はやらなきゃいけないんですけども、新しい期が始まってしまったので、今期、まち検の在り方を議論していただいて、より効率的な議会なり、委員会なりにしていきたいなど。その中で、提言書につながらなくても、市民の中に出向いて、いろんな団体の意見を聴取したり。5人でも10人でもいいじゃないですか。まち検の以前の議員は御承知でしょうけれども、市民に来ていただいてというふうなことを、議会はこんなことをやるから、皆さん来てくれよというのではなくて、自ら出向いていく、フットワークの軽い委員会にしていきたいなど思っております。これが1点。

それから、議案書のペーパーレス化。実は秦野市は本市よりタブレットの導入が遅かったんですけれども、改選後の9月に議案書のペーパーレス化をします。今、伊勢原市議会でも、各種お知らせなり何なりというのはペーパーレス化になっているんですけれども、最後に残っているのが議案書なので、この議案書のペーパーレス化。特に条例改正等は必要ないということなので、この中でもんでいただきたいなということです。予算書、決算書はペーパーレス化は無理ですから、ふだん、今回の6月定例会に出ているような議案書に関してはペーパーレス化ができるんじゃないかということで、皆さんにもんでいただきたい。

あともう1点ですけれども、対面式質問者席の設置。これは前々回の議会運営委員会の中でもかなり議論を重ねて、当時の記憶では、見積りも頂いた経緯もあると伺っています。当時と今では物価が違っているので、その見積りが完全に実行できるかというのはなかなかできないでしょうけれども、対面者席、二市組合に行った方は御存じでしょうけれども、秦野市議会が対面の質問者席を設けております。その中で、一般質問だったり、総括質疑だったり是对面式でやったほうが、議員も執行者側との密接な緊張関係ができるのかなということで、これは予算も関係するので、すぐというわけにはいかないでしょうけれども、皆さんで議論していただきたいということで、これは委員長にお願いしたいと思います。

それからもう1点、陳情の扱いを少し皆さんでもんでいただきたい。同じような陳情だったり、審査に値しないような陳情が出てくることもあるんですけれども、伊勢原市議会は非常に対等的というか、出てきた陳情は、皆さん審査して、皆さん意見を述べるので、それはそれでいいので。ただし、ルールづくりでちょっと難航するかなと。恣意的にこれは取り上げる、これは取り上げないというようなところも出てくると困るので、それはルールづくりも含めて、今後陳情の扱いをどうするか。配付のみとかいう扱いにもできることはできるので、その辺を議論していただきたいということで、議運の議論の俎上にのせていただきたいなと私自身は思っております。

以上です。

○委員長【米谷政久議員】 分かりました。御意見として。（「質問があれば」の声あり）

○委員【山田昌紀議員】 議長にちょっとお聞きしたいんですけれども、大したことじゃないんですけれども、まちづくり検討会議の幹事会とか、そういうのがなくなって、まず、こっちでもんで、議運でもむということですか、その方向性を。それで、半年から1年ぐらいで結果を出して、そこで走らせるというのか、一切やめちゃうのか。

○議長【大山学議員】 まち検はそれなりに委員会の議論の強化にはつながってきたとは思っていますけれども、最終的な提言がいいのかどうか。もちろん市民の皆様と話したり、委員会の中で議論を深めた中で、これは提言しなければ、提言書までつなげていくよというのであれば、それはそれで全然オーケーだし。ただ、提言につながらなくても、深掘りした中で、執行者とやり取りして、より

よい市政に反映していただければ、それはそれでいいなと思っておるので。まち検は全て廃止するというふうには、今期廃止するとは思っていませんけれども、その在り方について、早急に、もう始まっちゃっているんで、私自身は提言書ありきではないまち検にしていきたいと思っております。その提言書に縛られた所管事項調査ではなくて、より柔軟に所管事項調査、2つだとか3つでも、いろいろ所管があると思うので、別々の視察なりでも、私自身は構わないと思うので、議論していただきたいということです。

○委員長【米谷政久議員】 まち検の検討委員会はまだありますので、まず、そちらで、まち検の在り方は検討しないといけないと思うので、まずそちらに。

○委員【山田昌紀議員】 じゃ、ここは何をやるんですか。

○委員長【米谷政久議員】 ここ、まだ、だから、まち検の在り方というのは。

○議長【大山庄議員】 まち検の在り方が、こういう方向でやりたいよということを議運として言っていたきたいなど。

○委員【山田昌紀議員】 じゃ、こっち主導ということなんですね。

○議長【大山庄議員】 そうですね。

○委員【山田昌紀議員】 こっち主導ですって、それなら委員長も。

○委員長【米谷政久議員】 これは、議運の中じゃなくて、この後の議会改革の中で。

○議長【大山庄議員】 議運に諮問はいたしますので、議運の中で、ここでやっていただきたい。正式な委員会として。

○委員長【米谷政久議員】 議会改革のほうでちょっとそれはもませていただきますので。

○議長【大山庄議員】 それで、今までどおりでいいよというのであれば、それはそれで、皆様の御意見であるし。

○委員長【米谷政久議員】 それは、議会改革のほうでやりますので。

○委員【大垣真一議員】 今、山田委員が言われましたけど、スケジュール感がちょっとよく分からなくて。委員会はもう始動しているじゃないですか。もともと研究だったり、提言書はさておき、研究しながら、僕は成果物として何か出していく委員会運営がスタンダードだと思っています。そういった中で、委員会運営の中で、今後、もうスタートしているので、準備していく中で、今言われたように、議運で、じゃ、いつぐらいまでにもんで、結果を出すのか、それとも、もう委員会は委員会で勝手に走り出すのかというような、そのスケジュール感をちょっと統一しておいてもらいたいと思います。

○委員長【米谷政久議員】 分かりました。それは検討していきたいと思いません。

○委員【山田昌紀議員】 早急にやっていただかないと、多分、各正副委員長も大変だと思う。

○議長【大山庄議員】 もうスタートしているので、これは早急に議論して。

○委員長【米谷政久議員】 ほかにありますか。

○委員【川添康大議員】 陳情については、例えばさっき言っていた議論に値しない陳情が、これまでも出ていて、審査がされたのかどうか。ちょっとよく分からないんですけども、そういうのもある程度事前に議論しないものも、もちろん多分あったと思うんです。（「伊勢原は出てきたものは全部」の声あり）いやいや、何か今回はとんでもない話です。だから、事前に、審査せずにやらないということも多分やっていたと思うんですけど、その辺が、具体的にどういうものがあるか、今でなくてもいいんですけど、後でそういうのは出してもらいたいと思います。

○委員長【米谷政久議員】 ちょっと調べて。では、それはまた今後ということで。

○委員【今野康敏議員】 今の議長からの御提案も含めて、山田委員からの意見も含めて、私の考えていることを皆さんに聞いていただきたいんですけども。（「一度止めなくていいですか。執行者の皆さんもお疲れになっているから。平場の議論にしちゃったほうがいいのかなと思うんですけど」の声あり）

○委員長【米谷政久議員】 それでは、以上をもちまして、本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時14分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年6月5日

議会運営委員会
委員長 米 谷 政 久